

垂水市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の広報印刷物
 - イ 市のWEBページ
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、広告媒体を所管する課（以下「担当課」という。）が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに担当課が別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法及び選定方法等については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、担当課が別に定める。

(審査機関)

第7条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、垂水市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

- 2 審査会の委員長は企画政策課長を、委員は総務課長、財政課長、市民課長をもって充てる。
- 3 委員長は前項で定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の職員を、臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 5 審査会の庶務は、企画政策課において処理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、担当課の課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定又は掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) その他広告として適当でないと市長が認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第34号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第32号の7）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。